

とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業一覧表

支援重点分野	事業名	助成対象者	助成対象事業	助成対象経費	助成期間	助成限度額	助成率	採択基準
1. 創業分野	①創業支援事業	○中小企業者、企業組合として創業する者 ○NPO法人、LLPとして創業する者	○創業者による県内での創業に要する事務所又は店舗の改装費等への助成。ただし、(1)のいずれかに該当し、かつ(2)を満たすこと。 (1)創業者の要件 ①地域密着型ビジネス(コミュニティビジネス)による創業 ②商工団体等の公的支援機関の創業支援事業(創業塾、創業サポートアカデミー等)を修了した者による創業 ③商店街振興組合(及びこれに準ずる任意団体)が当該商店街の空き店舗対策のために誘致した者による創業(商店街振興組合等の推薦が必要) ④県内の公設BI(ビジネス・インキュベーション)施設を退室後、1年以内の者による創業 ⑤栃木県が実施する「空き店舗を活用した創業支援事業」の支援を受けた者による創業 (2)その他の要件 ①助成期間内(交付決定日から1年以内)に創業すること、又は創業5年以内であること ②県内に新たに事務所又は店舗を設置すること、又は県内において使用している事務所又は店舗を改造・改装すること ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しないこと	【創業支援事業】 改装費、運営費、広告宣伝費	交付決定日から最長1年間	100万円	2/3以内	①助成期間終了後も、事業存続が見込まれる事業内容であること。 ②計画的であり、かつ実現性が高いこと。 ③実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。
2. 戦略産業等分野	①技術高度化助成事業	○とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者 ○これらのグループ	○中小企業者等が行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る、技術の高度化、新技術・新製品・新役務の開発事業に要する経費への助成。	【研究開発事業】 謝金、旅費、研究開発事業費、事業運営費、委託費、その他の経費(人件費除く)	交付決定日から最長1年間	300万円	2/3以内	①実施主体の技術力の向上に資するものであり、経営革新につながるものであること。 ②計画的であり、かつ実現性が高いこと。 ③実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。
	②販路開拓助成事業		○中小企業者等が販路開拓のために行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る展示会への出展及び品質マネジメントシステム認証取得に要する経費への助成。 ※対象となる展示会は、戦略産業等分野における販路開拓に資するものとし、1社につき年1回出展分の助成とする。	【販路開拓事業】 謝金、旅費、販路開拓事業費、事業運営費、委託費、その他の経費(人件費除く)	交付決定日から最長1年間	100万円	2/3以内	①販路開拓に向けた位置づけ等が明確になっていること。 ②計画的であり、かつ実現性が高いこと。 ③実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

* 消費税及び地方消費税は助成対象外。

* 助成対象者等の定義、助成対象経費の詳細等については、公募要領を参照のこと。